

ちばやあかさか

人の動き

世帯数および人口
(昭和47年8月1日現在)
世帯数 1,109戸
人口 5,126人
男 2,465人
女 2,661人

発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) 代 ②0081

印刷 富田林市 東野印刷所



去る7月16日執行の村長選挙は、武田伊三氏が当選されました

7月22日、職員全員の拍手に花束贈呈を受け、初登庁。全職員を会議室に集め、より一層住民のサービス行政につとめるようあいさつをかね、初訓示をのべ、さい先のよいスタートを切った。

村長就任ごあいさつ

千早赤阪村長 武田伊三

教育

学校教育は施設の面では現在、工事中の千早小学校体育館の竣工の暁には、小中学校四校とも完備の状態で教育委員会の指導と先生方のご熱意によって着々教育効果を挙げられていることに、敬意を表すると共に村造りは人造りであるの観点から、今後は社会教育の振興と、関係した施設の充実をはかりたい。

林業

森林組合で鋭意林道の新設等着々事業を実施されておりますことは、誠によろこびに堪えません。現在本村林業の当面している問題点等を勘案して具体的な施策をたて林業の振興をはかりたい。

自然保護

この美しい自然を保護し緑を守り、産業廃棄物も含めてあらゆる公害を排除し一方、村営ロープウェイの振興を図りたい。

農業

当村は農業振興地域の指定を受けていることは既にご承知の通りであります。蜜柑を基幹産業とし、柚子

道路

金剛地区広域営農団地農道は、既に立案中であり、計画等に基づき、それを中心として農道を完備し各地域の利便を図りたい。



国民年金法が改正されました

国民年金の法律が、つぎのとおり大巾に改善されました。

福祉年金

- ① 年金額があげられます。
(昭和47年10月分から)
老齢福祉年金 二七・六〇〇円(月二三〇〇円)→三九・六〇〇円(月三三〇〇円)
障害福祉年金 四〇・八〇〇円(月三、四〇〇円)→六〇・〇〇〇円(月五、〇〇〇円)
母子・準母子福祉年金 三、四八〇〇円(月二、九〇〇円)→五、一六〇〇円(月四、三〇〇円)
母子・準母子福祉年金の額は子一人の場合で、二人目の子から四八〇〇円が加算されます。
- ② 所得制限がゆるめられます。
(昭和47年5月分から) 下の表は限度額

郵便局だより

千早小学校表彰
千早小学校は、昭和46年度優良こども郵便局として6月8日、大阪郵政局長賞を受賞した。

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
老令福社年金または障害福社年金を受ける本人の所得	円 380,000	円 505,000	円 640,000	円 775,000	円 910,000	円 1,045,000
母子・準母子福祉年金を受ける本人の所得	995,750	1,130,750	1,265,750	1,400,750	1,535,750	1,670,750
老令・障害・母子・準母子福祉年金を受ける者(配偶者を含む)の所得	1,323,625	5,118,625	1,653,625	1,788,625	1,623,925	2,058,625

千早婦人会表彰
千早婦人会は郵便貯金現在高10兆円突破記念特別表彰として7月27日、近畿郵政局長表彰を受賞した。

拠出年金

① 年金額があげられます。

税法上の所得額(収入金額から必要経費を差引いたもの)が限度額以上であれば、福祉年金の支給を停止されます。
なお、税法上の所得額から障害者控除、社会、生命保険料控除などの控除があります。
③ 戦争公務による扶助料を受けている方の福祉年金調整については、昭和四十七年十月分から「中尉」までゆるめられました。
したがって、「中尉」以下は、扶助料を受けている方には、福祉年金支給停止はなくなります。

米生産調整実施 農家の方へ

昭和四十六年度に引きつづき実施されております米の生産調整に、協力くださいましてありがとうございます。

本年は、昨年の四十三ヘクタールより十一ヘクタール多い、五十四ヘクタール

- (昭和47年7月分から) 障害年金
- 【二級】二二〇、〇〇〇円(月一〇、〇〇〇円)→一三三、〇〇〇円(月一〇、〇〇〇円)
 - 【三級】九六、〇〇〇円(月八、〇〇〇円)→一〇五、六〇〇円(月八、八〇〇円)
 - 母子(準母子)年金 九一、二〇〇円(月七、六〇〇円)→一〇八、〇〇〇円(月八、四〇〇円)
 - 母子(準母子)年金の額は子一人の場合で、二人目の子から四八〇〇円が加算されます。
 - ② 支払月が変わります。
年金は年四回に分けて支払われますが昭和四十八年二月分から支払月が二つの月に変ります。
二月、五月、八月、十一月支払が三月、六月、九月、十二月に変更。くわしいことは役場国民年金係までお問い合わせください。

千早赤阪村長選挙投票者数および投票率

(昭和47年7月16日執行)

投票所	有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1	151	170	321	135	152	287	89.40	89.41	89.41
第2	303	348	651	234	294	528	77.23	84.48	81.11
第3	309	314	623	230	269	499	74.43	85.67	80.10
第4	94	89	183	81	85	166	86.17	95.51	90.71
第5	603	671	1,274	499	543	1,042	82.75	80.92	81.79
第6	254	241	495	170	197	367	66.93	81.74	74.14
計	1,714	1,833	3,547	1,349	1,540	2,889	78.70	84.02	81.45

しかし、休耕田におきましては、まだ、何の管理もされていない所が非常に多くあります。休耕田は、草刈り、耕起などをしなければ雑草が繁殖し、病害虫の発生源となり、今後水田として利用できなくなるばかりでなく、土砂捨て、ゴミ捨て場となることもあり、以上の点をよくご理解くださいまして、次の事柄のような管理をしてください。

- ようお願ひ申し上げます。
- (1) 雑草の繁殖を防ぐため除草、耕起等の作業を行ない雑草の防除に努める。
 - (2) 病害虫発生防除のため薬剤散布等の防除作業を確実に実施する。
- 以上のことに注意し、実施されないと、米生産調整奨励補助金を交付されない場合がありますので、申し添えます。

史話と伝説

楠氏余話 ④

「非理法権天」と楠木正成

①旗印と紋章

紋章は家柄・団体などを表わすために図案化したもので、たとえば本村の村章は中央の山に上りしは村の象徴である金剛葛城両山と発展向上を示し、外輪は村訓である「和」を表現したものであります。

家紋の起源は平安中期頃から公卿間よりはじまった優雅なものでありましたが保元平治の乱以後、武家の家紋に及ぶと実用的で戦場における彼我軍陣の識別のために旗幕の目じりとして用いられるようになりまし

た。史上軍旗として有名なものは源氏の白旗・平家の赤旗ですが、源氏の白旗は上に伊勢大神・八幡大菩薩の名号、下には二羽の鳩がむきあっています。

このように軍旗（旗印・馬印・指物）には、家紋を描いたり神号を表わしたりしたものであり、現在諸社寺等に所蔵されている楠氏一族の旗印にも菊水の紋と共に「非理法権天」の文字がしるされていますが、広報紙前第十七号登載の楠公六百年祭記念塔に刻まれている「非理法権天」の文字は本村建水分神社所蔵の旗

印の文字を書写されたものであります。

この「非理法権天」はいかなる意味か、村内外の方々に質問されることがしばしばありますので簡単に記

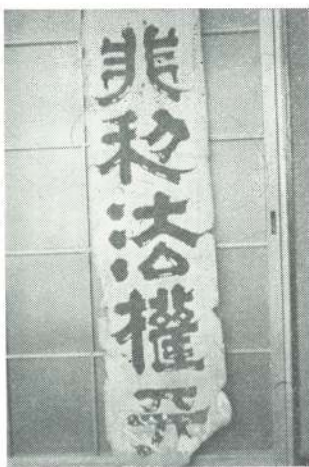
経験的な智識を表わした諺（ことわざ）が巷間に用いられていますが「無理が通れば道理が引込む」のように特に法律に關係ある諺を法諺といわれます。

「非理法権天」は日本の法諺の中で最も重要なものの一つであり且その語が簡潔なものです。

「非理法権天」は非は理に勝たず・理は法に勝たず・法は権に勝たず・権は天に勝たず



楠公600年祭記念塔



建水分神社

すことにいたします。

②非理法権天

「郷に入れば郷に従え」「暑さ寒さも彼岸まで」のように簡潔な文句で教訓・

という四つのフレーズを圧縮したものであるといわれていますが次に逐条的に説明いたします。

(1)非は理に勝たず

「非」は「是」及び「理」

の反対であって道理に背いたことであり「理」は非の反対概念で道理に合ったこと万人の是とすることをいう北条時泰の時代に制定された貞永式目を買っている精神は「道理」であり鎌倉幕府以来、武家の裁判は理非を判断するを以て宗とした

(2)理は法に勝たず

「法」は仏法の法でもなければ自然法の法でもありません。貞永式目・御定書百箇条の幕府の法令・その他の成文法をいうのであります。

理が非に勝つのは当然のことですが、しかし「理は法に勝たず」というのは法秩序を尊重する一つの思想であって、これは唐律令の輸入以来その思想は日本人の頭を支配し徳政令・棄捐令・喧嘩両成敗法などは非理の甚しいものであるが戦国時代まではそれが法として強行されたのであります

(3)法は権に勝たず

権とは帝王の権であってヨーロッパにも「王に法なし」という法律格言があるが東洋においても法は臣下の守るべきものであって、君主の行動に制約を加えることはできないと考えられ武家時代にもこの思想が受けつがれ、それが封建的な主従關係に持ちこまれ、法は権に勝たずという思想が鎌倉・室町時代にも通用し「泣く子と地頭は勝てぬ」というのがこれを單的に表明している。

(4)権は天に勝たず

天は自然現象の天ではないくして中国人の考える至上万能の神であって日本式に言えば天神地祇である。中国人の信仰に従えば、

ものと考えられていた。

③非理法権天と楠木正成

大楠公は敵に向うときは常に「非理法権天」の

心を寺にゆかりの神社・仏閣等には、この種の旗印が所蔵されています。



天野山摩尼院

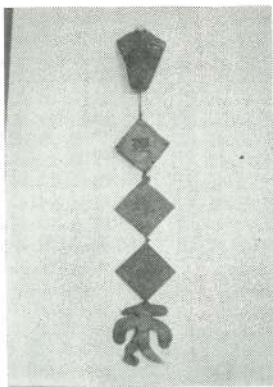
「非理法権天」なる語が以上のごとき思想をもつものであるとすれば、南北朝時代の人である楠木正成がかくの如き思想をもち、この五文字を軍旗に大書していたということは信じられないことではあります。

天は有徳の君子人を選び、この天命を受けて万民保有の任にあたるものが天子即ち帝王である。故に帝王が天の徳を以て己の徳とすることを忘れ、我意に専断して無理無法な行動をとれば天の咎を受け、その小さなものは天変地異としてあらわれ、その大なるものは易世革命となり王朝が交替する結果となるのである。わが国においては易世革命の思想は輸入されなかったが聖徳太子の時に以来仏法・王法を以て国を治める国法が確立されたが十善の帝王といえども悪業をつめば地獄の苛責を受けねばならない

しかし大平記巻三「赤坂城軍事」中に「菊水ノ旗ニ流松の風ニ吹靡カセ」等散見されるのみでその他、梅松論中にも楠公が「非理法権天」の旗印をもった戦ったという記事はどこにも見られないのであります。もし楠氏一族が「非理法権天」の文字をしるした旗印を立てて戦ったとすれば

(次頁へ)

楠木びいきの大平記の作者がこれを書きおとすことはなく、当時の軍記ものにも見えないことからすれば、この語が後人の作語でこれを大楠公に附会したものであるという説をなす学者もあります。次に楠公ゆかりの神社・仏閣等に所蔵されている旗印を紹介いたします。



楠公遺品館



葛井寺

①建水分神社
「非理法権天」楠公六百
年祭記念塔の「非理法権天」
は、これを書写したもので
すが、ただ「利」が「理」
にかきかえられているのが
書体よりわかりのことと
思います。

②観心寺 非理法権天
③天野山摩尼院非理法権天
に難し蓋し大楠氏謳歌の
時代の副産物というの外な
し」とあり徳川時代の楠木
流軍学者の造語ではないか
と推論されています。

大楠公の
事績を最も
克明に研究
されたのは
藤田精一博
士でありま
すが、その
大著「楠氏
研究」中に
「……かの
楠氏軍旗と
唱えられた
る非理法権
天の旗、若
しくは左記
の遺訓なら
びに壁書等
の出所も知
るに難し蓋し大楠氏謳歌の
時代の副産物というの外な
し」とあり徳川時代の楠木
流軍学者の造語ではないか
と推論されています。

④葛井寺 非理法権天
⑤楠公遺品館（ロープウェ
イ山頂駅）
非理法権天
⑥湊川神社 非理法権天
私の調査は限られた小範
囲のものでありますが、以
上のように非理法権天の五
字中「理」・「権」・「が」
「憲」にかきかえられたも
のがあります。

これだけは守ろう

夏の性犯罪防止六則

世界観・哲学観であり、常
住不断胸に宿った唯一無二
の信念であり、これこそ南
風競わぬ社会相にも屈せず
弾丸黒子の孤城にあつて敵
の大軍を大敗させ、よく天
下の義軍をたたしめて建武
中興の偉業をなさしめた原

動力であったと信じますが
事の真実は諸賢のご賢察に
ゆだねることいたします
最後に文中滝川政次郎先
生の著書より引用させてい
ただき、また、ご教示たま
わりましたことを厚くお礼
申し上げます。

毎年夏といえば性犯罪の
季節で、その件数も年ごと
にふえています。性犯罪は
一面被害を受ける女性側
にも防犯上問題のある場合
が多いので、これだけは守
てほしい六則を掲げました

①甘い誘いにのらない
送ってやる。遊び、ドラ
イブに誘う。金品をやるな
ど犯人はいろいろな手段で
接近します。

②暗い夜道の一人歩きを
避ける
タクシীর利用、家人の
出迎え、携帯警報器の所持
同方向へ帰る者同士の連れ
合いを励行しよう。

③やすむ時しっかり
戸締りをする
寝姿を見て犯行を決意し
たり、のぞきがエスカレー
トして犯行に及ぶケースが
多い。

④平素からだまされな
いようにつけておく
⑤身なりをきちんとする
極端な肌の露出や人目を
ひく服装態度は、ちかんと
刺げきし、ねらわれる。

⑥あいまいな態度を
とらない
柔弱不断は男に気をもた
せ、つけこまれる。
誘われたり、体にさわられ
たら、き然たる態度ではつ
きり意志表示をする。

毎月5日は 少年を守る日

家庭も社会も健全な青年を
育てるため協力しましょう

最近、保健所員の者だと
言って、少女にいたづらす
る事件が富田林市および河
南町で発生しました。
その男は、女子生徒がひ
とりである番をしている家
を訪れて「おかあさんに頼
まれて、保健所からきた
身体検査をする」と言って
座敷へ上り込み、いたづら

しました。
犯人は身長一・六五メー
トル、角顔・色白・やせ型
年令二十五才・三十才ぐら
い。いつもノート（うすみ
どり色表紙）とシャープペ
ンを訪れて持っています。
あやしい者を見たらすぐ
一一〇番してください。
富田林警察署

自称「保健所員」と偽り 少女にいたづら

若い人へ希望ある将来

自衛官へのコース

自衛隊
の規律あ
る団体生
活で身に
つけた技
術・責任
感でりっ
ぱな社会
人になっ
てくださ
い。一流
会社、ど
んな職場でも手を受けて待
っています。
もちろん、その人その人
の希望で、自衛隊内で上
に進むこともできますが、決
して自衛官を一生の職業と
しなくともよいわけです。
自衛隊でいろいろな国家
免許を取り、多くの人が
社会で働いております。
詳しくは役場総務課まで
お問い合わせください。

事業所統計調査に ご協力ください

来る九月一日から全国い
っせいに事業所統計調査が
実施されます。

この調査は、事業所の
「国勢調査」といわれるよう
に、わが国のすべての事業
所・工場・店舗・病院・学
校などを調べて、国や地方

公共団体の行政や経済施策
に役立てる資料を得るため
に行なわれます。
何かとお忙しいところ恐
縮ですが、調査員がお伺い
いたしました際は、よろし
くご協力ください。

身体障害者(児)

見舞金制度発足

◇目的

千早赤阪村に居住する障害者(児)を激励し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

◇受けられる人

毎年九月一日現在において引続き一年以上、千早赤阪村に居住している障害者(児)であつて、次のいずれかに該当する人に支給します。

□ 身体障害者手帳をもつていて一級から六級までの障害のある人

□ 知能指数が五十以下または同程度であると判定された精神薄弱の人(判定機関の判定書がいります)

一級・二級の身体障害者の人

三級・四級 年額 五千円
五級・六級 年額 三千円
精神薄弱の人(IQ50以下) 年額 五千円

◇申請するところ

申請は定められた用紙により千早赤阪村役場住民課福祉係にしてください。

◇受付期間

毎年九月一日より九月三十日まで受け付けます。

◇必要なもの

(1) 千早赤阪村障害者(児)見舞金申請書(役場にありませう)

(2) 身体障害者の人は身体障害者手帳、精神薄弱の人は後掲の判定機関の判定書

(大阪府精神薄弱者更生相談所で、判定をうけたことがある人は、その時の判定書の写しでけっこうです)

◇注意すること

身体障害と精神薄弱が重なつていても二重には給付しません。
住所は、まちがいなくはつきり書いて申請してください。

一人の障害者について二重に申請しないよう注意してください。

◇精神薄弱の人のために

精神薄弱の人の知能判定は次の機関でしてもらえます。早いに判定をうけましょう。

◇判定場所

大阪府富田林児童相談所
富田林市寿町三一
電話〇七二二二二四二四
大阪府精神薄弱者更生相談所

東区森之宮西之町六五四

(府立青少年会館内)
電話九四二二二四四一(代)

内線二四八

富田林保健所

富田林市寿町三一―三三

電話〇七二二二二六八一

この制度についてのお問い合わせは役場福祉係までご連絡ください。

プール一般開放

8月3日～20日まで

午後1時～4時

(村内在住者にかぎる)

差別をなくそう

狭山事件について

差別裁判として解放同盟をはじめ、多くの人々から反対運動が中々く行なわれている狭山事件は、皆さんも或は承知していらつしやると思いますが、知つている人も含めて差別であることを糾明する意味を持つて紹介しよう。

子女誘拐の重大事件として大きくさわがれた吉展ちゃん事件から、二カ月後の昭

和三十八年五月一日、埼玉県狭山市の女子高校生、中田善枝さんが何者かに誘拐され、「娘の命がおしやつたら二十万円持つて来い」という脅迫状が投げこまれました。

そして、その翌々日三日午前零時、四十人の警察官が犯人を囲んだのに、目前で取り逃してしまつたのです。勿論、中田さんはすでに殺害されて、翌四日附近の農道で埋められていたのが発見されたのです。

それに、警察のやっきの捜査にもかかわらず犯人の手がかりもなく、二十三日になって石川一雄という青年を別件で逮捕して取調べを開始したのですが、この逮捕がその後予断と偏見による部落としての大きな問題をつくりだしたというものです。

まず、この石川青年が埼玉県入間川四丁目、いわゆる未解放部落出身であつたことで人々は、歴史的、社会的に形成された部落に対して社会意識としての差別観念による「悪いことをするの部落のものだ」と考へこんでいるこの地方の人々及び警察の偏見が、あやまつた確信となり、確実な証拠もなしに逮捕し、誘導尋問のうえに犯人に仕立てて送検していることであります。次に、石川青年は家が貧しく小学校も満足に行くことができず、十一、二歳の時より父母のもとを離れて農家に子守奉公しており、その後十八歳頃まで二、三の農家を転々とわたり、家に帰つてからも日雇

り、家に帰つてからも日雇等不安定な雑業で生活することを余儀なくされていることです。

即ち、教育文化その他一切の生活環境が劣悪な状況におかれていたという部落差別の本質を背負ひこんでいることで、その低い教育は知識の修得を十分にし警察の尋問に対しても強要されるまま、うその自白を行つていたことです。部落差別による経済的な立遅れが生活を圧迫し、教育権を侵害し、就職の機会均等の権利も不完全にしか保障されない等一切の差別を集約的に受ける中で悪循環を重ねていたのであります。特に、この事件を扱った検事ならびに裁判長は、部落出身者である被告石川一雄に対し「部落差別によつて圧迫された生活を余儀なくされている部落の生活と環境が社会の秩序に対する違法精神を希薄ならしめる素地を与へ、それが被告の人格形成に影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない」と部落民に対する偏見予断にもとづくことを明らかにしていることで、したがつてこの裁判は差別的偏見と予断によつて、終始つらぬかれてなされた差別裁判であることを如実に裏書しているといえましよう。

こうして昭和三十九年三月十一日、第一審において極刑の死刑がいい渡されたのであります。目下第二審の審理中で、近く結審のは

農業委員さまる

七月十四日の農業委員会の選挙の結果つぎのとおり決定いたしましたのでお知らせします。

- 東条重晴(森屋)
- 東 安治(二河原辺)
- 仲野成一(水)
- 吉岡義隆(森屋)
- 加藤政雄(水)
- 大橋弥一(東)
- 谷口義雄(中津原)
- 森本義男(吉山)
- 高塚弥男(桐山)
- 西岡一男(小)
- 矢倉辰雄(東)
- 南 正市(川野)
- 大西三郎(千早)
- 中岡秀雄(小)
- 寺川安治(川野)
- 達石政治(森屋)
- 藤浦信太郎(〃)

金剛山ロープウェイ納涼まつり始まる

期 間 7月23日～8月31日

主な催し



- | | |
|-----------|---------------------------|
| 7月23日 13時 | 夏山登山安全祈願祭 |
| 30日 10時 | 金剛山野外教室 |
| 8月6日 10時 | 子供金魚すくい大会 |
| 13日 10時 | 特別写生指導会
そうめん流し早食い競争 |
| 20日 10時 | 特別写生指導会
金剛・葛城アマチュア無線大会 |
| 27日 13時 | けい流ニジマスつかみ取り大会 |

▷ 期 間 中 金剛山写生作品コンクール募集

第四回『簡保の資金』

写真コンクール作品募集中

郵政省では、写真愛好者のご要望に応え「簡易保険積立金融施設」の写真コンクールを行ないます。募集要領は次のとおりです。多数のご応募をお待ちしております。

◎ 募集要領

▼ 題材および内容

画面に、簡易保険積立金融施設（学校・プール・住宅・町村庁舎・道路・橋梁港湾など）が入っていること。

〔注〕施設名および所在地の一覧表は、郵便局窓口にあります。

▼ サイズ

白黒は四つ切判・カラーはスライド35ミリ以上に限ります。

▼ 選者

伊藤美一（フォトコンテスト編集長）

▼ 賞

カラーの部 白黒の部
推薦三万円 二万円（各一点）
特選一万円 一万円（各二点）
入選五千元 五千元（各五五五）
佳作 賞品（各三〇点）

▼ 応募細則

（イ）未発表作品に限ります
（ロ）応募票には、住所・氏

名・職業・撮影場所・施設名・画題を記入してください。

（ウ）同一施設につき、お一人三枚以内に限ります

（エ）応募作品は、カラーで返却を希望されるもの以外は返却しません。

（オ）入賞作品は、ネガを提出していただき、版權は主催者に所属します

なお、選外作品についても事業紙への掲載あるいは展示会等にも利用させていただきます。

▼ 締切期日

昭和四十七年九月三十日

▼ 発表

「簡保の資金」一―三号及び「フォトコンテスト」一月号誌上のほか、入選者には別途本人に通知します

▼ 作品の送付先

最寄りの郵便局窓口へ

▼ その他

詳細については最寄りの郵便局保険窓口または、大阪市東区・近畿郵政局保険部運用課（五五三〇）でお尋ねください。

TEL（〇六）九四一一
六一五一一九

内線四七〇～四七二